

広島県告示第三百三三号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号の表備考四及び第二号の表備考二中「県内」を「広島県、鳥取県、島根県、岡山県又は山口県」に改める。